



名古屋市教育委員会事務局職員採用選考案内（一般任期付職員）

令和7年2月4日

名古屋市教育委員会

（申込期間：令和7年2月4日（火）から令和7年2月19日（水）まで（必着））

「なごや子ども応援委員会」に勤務していただく職員を募集します。

（なごや子ども応援委員会については[参考資料](#)参照）

※採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイトでお知らせします。

1 選考区分・採用予定人数

選考区分	採用予定人数
子ども応援委員会スクールソーシャルワーカー（応援委員会SSW） 【主な業務】勤務校および同一ブロック内の学校における、児童生徒がおかれている環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校と協働した問題行動の未然防止の取り組み、保護者や教職員に対する支援・相談・情報提供、緊急支援を要する事案への対応・支援等の業務を他職種と協力して行う。	若干名

※ 採用後「主な業務」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

※ 採用予定人数は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

2 身分・任用期間等

(1) 身分

一般任期付職員（任期を定めて採用される正規職員）

※ 一般職の地方公務員となるため、秘密を守る義務や営利企業への従事等の制限、政治的行為の制限など法令に基づく服務上の制約があります。現に民間企業等に勤務している場合は、任用開始前に現在の勤務先を退職していただく必要があります。

また、地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間があります。

(2) 任用期間等

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

※令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間、制度変更や組織の改廃など特段の事情がある場合を除き、勤務実績等を考慮して1年を単位として任用期間を更新する場合があります。

(3) その他

この選考により、任期付職員として採用されることは、名古屋市職員としての採用に際して、いかなる優先権も与えるものではありません。

3 受験資格

次の(1)から(2)までのすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれにも該当しない方

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

(2) 資格等

本市の教育活動に理解があり、学校現場において子どもや親への対応に意欲的に取り組む姿勢を持ち、基本的なパソコン操作（エクセルでの集計作業、ワードでの資料作成等）ができる方のうち、次のⅠ～Ⅱのいずれかに該当する方

選考区分	要件
応援委員会 SSW	次のⅠ～Ⅱのいずれかに該当する方 Ⅰ 社会福祉士又は精神保健福祉士資格を有する方（資格取得見込みを含む） Ⅱ 社会福祉に関する知識経験を有し、福祉業務に5年以上の経験を有する方

※ 資格取得見込みにつきましては、令和6年度中に資格試験に合格できない場合、合格が取り消しとなります。

※ 通算可能な職務経験は、令和7年2月3日時点で、年間280時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間とします。

※ 上表Ⅱのみに該当する方は、該当の業務従事期間について「業務従事証明書」を受験申込書と一緒に提出してください。

～職務経験期間の計算方法について～

【職務経験期間の計算の方法】

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。
(ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。)
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

(3) その他

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

- ア 公権力の行使に該当する職務
- イ 公の意思の形成への参画に携わる職

4 選考日程・選考方法等

(1) 主な流れ

試験の流れ	日 程
申込期間	令和7年2月4日(火) ~ 2月19日(水)
第1次選考結果発表	令和7年3月3日(月)
第2次選考	令和7年3月8日(土)・9日(日) 会場：名古屋市内
第2次選考結果発表	令和7年3月28日(金)
子ども応援委員会SSW 採用	令和7年5月1日(木)

(2) 選考方法

ア 第1次選考

提出書類（受験申込書及び課題論文）による選考

イ 第1次選考結果の発表

申込者全員に対し、令和7年3月3日（月）に郵送で合否結果を発送します。

併せて、本市ウェブサイトにも合格者の受験番号を掲載します。

なお、万一、令和7年3月6日（木）までに合否結果が届かない場合は子ども応援課にご連絡ください。

ウ 第2次選考

個人面接及び模擬相談による口述選考

口述選考：令和7年3月8日（土）、9日（日）のうち教育委員会が指定する日

※第2次選考の会場及び日程は第1次合格者通知でお知らせします。

※受験者による選考日程の指定はできません。

エ 第2次選考結果の発表

第2次選考を全て受験した方全員に対し、令和7年3月28日（金）に郵送で合否結果を発送します。併せて、本市ウェブサイトにも合格者の受験番号を掲載します。

(3) その他

電話やメール等による選考日程、合否の問合せ等には応じられませんのでご了承ください。

5 選考内容

選考科目		配点	選考の内容
第1次選考	書類選考	30点	受験申込書により、子ども応援委員会業務に関連する経験及び熱意等について審査します。
	論文選考	70点	記述式選考により、社会福祉等に関する専門の知識、経験について審査します。
第2次選考	口述選考 ①	100点	個人面接により、社会福祉及び学校教育に関する知識、経験、適性並びに人格識見を総合的に審査します。
	口述選考 ②	200点	与えられたテーマについて模擬相談により、社会福祉及び学校教育に関する知識、経験、適性並びに人格識見を総合的に審査します。

【注意事項】

※第2次選考合格者は、第1次選考及び第2次選考の得点を総合して決定します。

※各選考において、得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。

6 受験手続

(1) 提出書類

<ul style="list-style-type: none">・採用選考受験申込書（写真貼付） 1部・課題論文 1部・返信用封筒 長形3号封筒（12cm×23.5cm）に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入のうえ410円分の切手（速達郵送分）を貼付してください。（第1次選考結果通知用）・業務従事証明書 3(2)要件Ⅱのみに該当する受験生のみ必要部数を提出

※提出書類は、黒インク又は黒ボールペン等、消すことができない筆記具で記載してください。

(2) 申込方法

上記(1)の提出書類を、折り曲げずに全て**角形2号**（24cm×33.2cm）の封筒に入れ、封筒の表面に**子ども応援委員会SSW採用選考申込書類在中**と朱書きをし、下記の申込先まで持参又は郵送してください。

なお、郵送による場合は、必ず配達記録が残る方法で送付してください。（簡易書留を推奨します。）

（申込先）名古屋市教育委員会事務局子ども応援課

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号（名古屋市教育センター6階）

(3) 申込期間

令和7年2月4日（火）～令和7年2月19日（水）午後5時30分まで（必着）

※持参の場合は、祝日を除く月曜から金曜までの午前8時45分から午後5時30分（正午

から午後1時の間を除く。)までに6(2)の申込先までお持ちください。
※上記申込方法以外で提出された場合は申込無効となります。

(4) その他

提出書類は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

7 合格から採用まで

(1) 受験資格がないことや受験申込書その他提出書類の記載に不正があることが判明した場合には、この採用選考の受験を無効とします。

採用は、原則として令和7年5月1日(木)です。

(2) 採用予定者には、健康診断を受診していただきます。会場及び日時は、子ども応援課が指定します。

(3) 第2次選考合格者について、欠員が生じた場合は、補欠合格者のうち、成績が上位の者から順に採用します。なお、補欠合格の有効期間は、合格発表の日から令和7年4月30日(水)までです。

8 試験成績の閲覧

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例の規定に基づき、閲覧することができます。

閲覧できる人	内容	期間	方法
第1次選考 不合格者	・第1次選考順位 ・第1次選考総合得点 ・第1次選考合格基準点	各選考の合格者発表 の日からその翌月同日 まで(ただし、最終日 が閉庁日の場合は、次 の開庁日まで) 8:45~12:00 13:00~17:30 (土日・祝日を除く)	受験者本人が閲覧する場合、① 受験票及び②運転免許証、旅 券、学生証等の身分証明書(氏 名及び生年月日の記載があるも の)を、6(2)に掲げる申込先 において提示してください。 代理人が閲覧する場合は上記① ②(写し)に加え、③委任状及び ④代理人の身分証明書(氏名及 び生年月日の記載があるもの) の提示が必要です。
第2次選考 不合格者	・総合順位 ・総合得点 ・第1次選考得点 ・第2次選考得点 ・最終合格基準点		

※受験しなかった選考科目がある方には情報提供はできません。

※必要提示書類に不足がある場合は閲覧できません。

※電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

9 勤務条件

採用されるまでに勤務条件について定めた条例等の改正が行われた場合、その定めるところによります。

(1) 勤務時間及び勤務場所

勤務時間	勤務場所
月曜から金曜までの午前8時15分から午後4時45分まで（1日当たり7時間45分）	教育委員会が指定する市立中学校等

※事業の実施状況により、勤務時間、勤務場所が変わる場合があるほか、勤務の振替えや時間外勤務を命ぜられることがあります。

(2) 年代別平均給与月額（令和6年12月分）

子ども応援委員会スクールカウンセラー、子ども応援委員会スクールソーシャルワーカーの年代別平均給与月額は次のとおりです。

年代	20代	30代	40代	50代～
平均給与月額	約37.4万円	約42.6万円	約49.0万円	約53.9万円

- ・平均給与月額は、給料月額に地域手当、管理職手当を加えたものです。
- ・この他に、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。また、期末・勤勉手当が年2回、退職時に退職手当が支給されます。
- ・なお、給与月額は、学歴や職歴に応じて決定するため、実際の給与月額は上の平均給与月額より下回ることもあります。
また、制度の改正等により給与月額が変更となる場合があります。

10 問い合わせ先

名古屋市教育委員会事務局子ども応援課

電話番号：052 - 684 - 4894

受付時間：午前8時45分から正午、午後1時から午後5時30分（土日・祝日を除く。）

ホームページはこちらから

なごや子ども応援委員会

検索

